

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令

○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三十八号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十六号中(115)を削り、(116)を(115)とし、(117)から(119)までを(116)から(118)までとし、同項第四十号(1)中「第八条」を「第八条第一項」に改め、同号(3)中「第十二条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同号(7)中「第十八条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同号(7)を同号(23)とし、同号(23)の前に次のように加える。

(22) 第十九条で準用する第二十四条の規定による報告の徴収

第三条第一項第四十号(6)中「第十七条」を「第二十四条」に改め、同号(6)を同号(21)とし、同号(21)の前に次のように加える。

- (8) 第十五条で準用する第八条第一項の規定による届出の受理
- (9) 第十五条で準用する第九条の規定による公表
- (10) 第十五条で準用する第十条第二項の規定による届出の受理
- (11) 第十五条で準用する第十一条の規定による指導及び助言
- (12) 第十五条で準用する第十二条第一項の規定による改善命令

- (13) 第十六条第二項の規定による届出の受理
 - (14) 第十八条第二項第二号の規定による届出の受理
 - (15) 第十九条で準用する第八条第一項の規定による届出の受理
 - (16) 第十九条で準用する第九条の規定による公表
 - (17) 第十九条で準用する第十条第二項の規定による届出の受理
 - (18) 第十九条で準用する第十条第四項の規定による届出の受理
 - (19) 第十九条で準用する第十一条の規定による指導及び助言
 - (20) 第十九条で準用する第十六条第二項の規定による届出の受理
- 第三条第一項第四十号(5)中「第十六条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号(5)を同号(7)とし、同号(4)中「第十四条」を「第十一条」に改め、同号(4)を同号(6)とし、同号(6)の前に次のように加える。

- (4) 第十条第三項第二号の規定による届出の受理
 - (5) 第十条第四項の規定による届出の受理
 - (6) 第三十一条第一項第四十号に次のように加える。
 - (24) 第十九条で準用する第二十五条第一項の規定による立入検査及び取去
- 第三条第一項第四十一号(1)中「第五条」を「第十条第二項」に改め、同号(2)中「第六条」を「第二十一条」に改め、同号(3)を削り、同号(4)中「第九条」を「第二十六条第二項」に改め、同号(4)を同号(3)とし、同号に次のように加える。

- (4) 第二十八条の規定による届出書の受理
 - (5) 第二十九条の規定による届出書の受理
 - (6) 第三十六条の規定による届出書の受理
- 第三条第一項に次の一号を加える。
- 四十九 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第三十条第二項の規定による立入検査
- 第五十条第二号(37)中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改める。
- 第六十条中第十三号から第十五号までを削り、第十六号を第十三号とし、第十七号から第二十七号までを三号ずつ繰り上げ、第二十六号から第二十九号の三までを削り、第二十七号を第二十三号とし、第二十八号を第二十四号とし、第二十九号を削り、第三十号を第二十五号とし、第三十一号を第二十六号とし、第三十二号を第二十七号とする。
- 第七条第一号中(18)を(19)とし、(14)から(17)までを(15)から(18)までとし、同号(13)中「第三十二条第二項」を「第三十三条第二項、第七項及び第九項」に改め、同号(13)を同号(14)とし、同号(12)の次に次のように加える。
- (13) 第三十一条第四項の規定による措置
- 第九条を次のように改める。
- （動物愛護センター所長への委任）
- 第九条** 次に掲げる事務は、福島県動物愛護センター所長に委任する。
- 一 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の施行に関する次に掲げること。
- (1) 第六条第二項の規定による捕獲人の指定

- (2) 第六条第五項の規定による期間及び区域の指定
 - (3) 第十条の規定による公示及びけい留等の命令
 - (4) 第十四条第一項の規定による許可
 - (5) 第十六条の規定による交通のしや断及び制限
 - (6) 第十七条の規定による集合施設の禁止
 - (7) 第十八条第一項の規定によるけい留されていない犬の抑留
 - (8) 第十八条の二第一項の規定によるけい留されていない犬の薬殺及び周知
- 二 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の施行に関する次に掲げること。
- (1) 第十一条第一項の規定による登録
 - (2) 第十一条第二項の規定による通知
 - (3) 第十二条第一項の規定による登録の拒否
 - (4) 第十二条第二項の規定による通知
 - (5) 第十三条第二項で準用する第十一条第一項の規定による登録
 - (6) 第十三条第二項で準用する第十二条第二項の規定による通知
 - (7) 第十三条第二項で準用する第十二条第一項の規定による登録の拒否
 - (8) 第十三条第二項で準用する第十二条第二項の規定による通知
 - (9) 第十四条第一項から第三項までの規定による届出の受理
 - (10) 第十四条第四項で準用する第十一条第一項の規定による登録
 - (11) 第十四条第四項で準用する第十二条第二項の規定による通知
 - (12) 第十四条第四項で準用する第十二条第一項の規定による登録の拒否
 - (13) 第十四条第四項で準用する第十二条第二項の規定による通知
 - (14) 第十五条の規定による第一種動物取扱業者登録簿の閲覧
 - (15) 第十六条第一項の規定による届出の受理
 - (16) 第十七条の規定による登録の抹消
 - (17) 第十九条第一項の規定による登録の取消し及び業務停止の命令
 - (18) 第十九条第二項で準用する第十二条第二項の規定による通知
 - (19) 第二十二条の六第二項の規定による届出の受理
 - (20) 第二十二条の六第三項の規定による命令
 - (21) 第二十三条第一項及び第二項の規定による勧告
 - (22) 第二十三条第三項の規定による措置命令
 - (23) 第二十四条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - (24) 第二十四条の二の規定による届出の受理
 - (25) 第二十四条の三第一項及び第二項の規定による届出の受理
 - (26) 第二十四条の四で準用する第十六条第一項の規定による届出の受理
 - (27) 第二十四条の四で準用する第二十三条第一項の規定による勧告
 - (28) 第二十四条の四で準用する第二十三条第三項の規定による措置命令
 - (29) 第二十四条の四で準用する第二十四条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

- (30) 第二十五条第一項の規定による勧告
 - (31) 第二十五条第二項の規定による措置命令
 - (32) 第二十五条第三項の規定による命令及び勧告
 - (33) 第二十六条第一項の規定による許可
 - (34) 第二十七条第二項の規定による条件の付加
 - (35) 第二十八条第一項の規定による変更の許可
 - (36) 第二十八条第二項で準用する第二十七条第二項の規定による条件の付加
 - (37) 第二十八条第三項の規定による届出の受理
 - (38) 第二十九条の規定による許可の取消し
 - (39) 第三十二条の規定による措置命令
 - (40) 第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - (41) 第三十五条第一項の規定による犬及び猫の引取り及び引取りの拒否
 - (42) 第三十五条第二項の規定による犬及び猫の引取場所の指定
 - (43) 第三十五条第三項で準用する同条第一項の規定による犬及び猫の引取り
 - (44) 第三十五条第三項で準用する同条第二項の規定による犬及び猫の引取場所の指定
 - (45) 第三十五条第四項の規定による犬及び猫の所有者の発見及び返還並びに譲渡
 - (46) 第三十六条第二項の規定による犬、猫等の動物又は犬、猫等の死体の収容
 - (47) 第三十七条第二項の規定による指導及び助言
 - (48) 第四十一条の二の規定による通報の受理
- 三 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の施行に關する次に掲げること。
- (1) 第二条第三項の規定による書類の提出の要求
 - (2) 第二条第五項の規定による登録証の交付
 - (3) 第二条第六項の規定による登録証の再交付
 - (4) 第二条第八項の規定による届出の受理
 - (5) 第二条第九項の規定による返納の受理
 - (6) 第四条第四項で準用する第二条第五項の規定による登録証の交付
 - (7) 第五条第六項の規定による書類の提出の要求
 - (8) 第十条第一項の規定による動物取扱責任者研修の開催及び通知
 - (9) 第十条の六第三項の規定による書類の提出の要求
 - (10) 第十三条第十号の規定による通知の受理
 - (11) 第十五条第三項の規定による書類の提出の要求
 - (12) 第十五条第五項の規定による許可証の交付
 - (13) 第十五条第六項の規定による許可証の再交付
 - (14) 第十五条第八項の規定による届出の受理
 - (15) 第十五条第九項の規定による返納の受理
 - (16) 第十六条第一項の規定による届出の受理
 - (17) 第十八条第三項の規定による書類の提出の要求

- (18) 第十八条第五項で準用する第十五条第五項の規定による許可証の交付
 - (19) 第十八条第五項で準用する第十五条第六項の規定による許可証の再交付
 - (20) 第十八条第五項で準用する第十五条第八項の規定による届出の受理
 - (21) 第十八条第五項で準用する第十五条第九項の規定による返納の受理
 - (22) 第二十条第三号の規定による届出の受理
- 四 特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成十八年環境省告示第二十二号)の施行に関する次に掲げること。
- (1) 第三条第二号イただし書及びロの規定による届出の受理
 - (2) 第三条第四号の規定による届出の受理
- 五 犬による危害の防止に関する条例(昭和三十三年福島県条例第十七号)の施行に関する次に掲げること。
- (1) 第三条の二第一項の規定による放置犬の抑留
 - (2) 第三条の三第一項の規定による放置犬等の棄殺
 - (3) 第四条の規定によるけい留等の命令
 - (4) 第六条第一項の規定による立入調査
- 第十五条第一項第六号中(22)を(23)とし、(14)から(21)までを(15)から(22)までとし、(13)の次に次のように加える。
- (14) 第四十四条第一項第二号の規定による許可
 - (15) 第十五条第一項中第三十六号を削り、第三十七号を第三十六号とし、第三十八号から第四十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第四十一号中(9)を(34)とし、(1)から(8)までを(26)から(33)までとし、(26)の前に次のように加える。
 - (1) 第八条の規定による指導及び助言
 - (2) 第十二条第一項の規定による判定
 - (3) 第十二条第二項の規定による判定
 - (4) 第十二条第三項の規定による交付
 - (5) 第十二条第四項の規定による交付
 - (6) 第十二条第五項の規定による交付
 - (7) 第十三条第二項の規定による判定
 - (8) 第十三条第三項の規定による判定
 - (9) 第十三条第四項の規定による交付
 - (10) 第十三条第五項の規定による交付
 - (11) 第十三条第六項の規定による交付
 - (12) 第十四条第一項の規定による命令
 - (13) 第十四条第二項の規定による要請
 - (14) 第十五条第一項の規定による委任
 - (15) 第十五条第三項の規定により送付された写しの受理
 - (16) 第十六条第一項の規定による命令
 - (17) 第十六条第二項の規定による命令
 - (18) 第十六条第三項の規定による協議の請求

- (19) 第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - (20) 第十九条第一項の規定による届出の受理
 - (21) 第十九条第二項の規定による指示
 - (22) 第十九条第三項の規定による命令
 - (23) 第二十条第二項の規定による通知の受理
 - (24) 第二十条第三項の規定による協議の請求
 - (25) 第二十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 第十五条第一項第四十一号を同項第四十号とし、同項に次の一号を加える。
- 四十一 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)第八十条の規定による市町村に対する情報の提供及び技術的助言
- 附 則
- この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- (行政経営課)

訓 令

福島県訓令第十号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

本庁 関
出先 機 関
福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「衛生研究所」を削る。

第八条第一号の表中「風評・風化対策監」の下に「国際研究産業都市推進監」を加え、「及び部次長」を「部次長及び局次長」に改める。

別表第一の1の表備考中10を11とし、7から9までを8から10までとし、同表備考6中「第22条の6」を「第22条の7」に改め、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5中「第22条の5」を「第22条の6」に改め、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4中「第22条の4」を「第22条の5」に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 政策監、部次長及び局次長の専決事項の欄に規定する事項のうち、企画調整部長が定める事項については、行政組織規則第22条の4に規定する国際研究産業都市推進監が専決できるものとする。この場合において、同欄9中「部次長、局次長、部参事及び局参事」とあるのは「国際研究産業都市推進監及び部参事」と、同欄15中「政策監、部次長及び局次長」とあるのは「国際研究産業都市推進監」と読み替えるものとする。

別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項1を次のように改める。

1 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の施行に関する次に掲げること。					(1) 第6条第2項の規定による捕獲人の指定	○	動物愛護センター所長	○	動物愛護センター支所長
					(2) 第6条第5項の規定による期間及び区域の指定	○		○	
					(3) 第10条の規定による公示及びけい留等の命令	○		○	
					(4) 第13条の規定による一斉検診及び予防注射の実施	○		○	
					(5) 第14条第1項の規定による許可	○		○	
					(6) 第16条の規定による交通のしや断及び制限	○		○	
					(7) 第17条の規定による集合施設の禁止	○		○	
					(8) 第18条第1項の規定によるけい留されていな	○		○	
					(9) 第18条の2第1項の規定によるけい留されていな	○		○	

別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項7を同項10とし、同項6を同項9とし、同項9の前に次のように加える。

7 特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）の施行に関する次に掲げること。					(1) 第3条第2号イただし書及びロの規定による届出の受理	○	動物愛護センター所長	○	動物愛護センター支所長
					(2) 第3条第4号の規定による届出の受理	○		○	
					8 犬による危害の防止に関する条例（昭和33年福島県条例第17号）の施行に関する次に掲げること。	○		○	
					(1) 第3条の2第1項の規定による放置犬の抑留	○		○	
(2) 第3条の3第1項の規定による放置犬等の薬殺					(3) 第4条の規定によるけい留等の命令	○		○	
					(4) 第6条第1項の規定による立入調査	○		○	

別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項5を削り、同項4を同項6とし、同項3を同項5とし、同項2の次に次のように加える。

<p>3項の規定による命令 (21) 第23条第1項及び第2項の規定による報告 (22) 第23条第3項の規定による措置命令 (23) 第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (24) 第24条の2の規定による届出の受理 (25) 第24条の3第1項及び第2項の規定による届出の受理 (26) 第24条の4で準用する第16条第1項の規定による届出の受理 (27) 第24条の4で準用する第23条第1項の規定による報告 (28) 第24条の4で準用する第23条第3項の規定による措置命令 (29) 第24条の4で準用する第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (30) 第25条第1項の規定による報告</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>(31) 第25条第2項の規定による措置命令 (32) 第25条第3項の規定による命令及び報告 (33) 第26条第1項の規定による許可 (34) 第27条第2項の規定による条件の付加 (35) 第28条第1項の規定による変更の許可 (36) 第28条第2項で準用する第27条第2項の規定による条件の付加 (37) 第28条第3項の規定による届出の受理 (38) 第29条の規定による許可の取消し (39) 第32条の規定による措置命令 (40) 第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (41) 第35条第1項の規定による犬及び猫の引取り及び引取りの拒否 (42) 第35条第2項の規定による犬</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

及び猫の引取場所の指定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	録証の交付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(43) 第35条第3項で準用する同条第1項の規定による犬及び猫の引取り	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(3) 第2条第6項の規定による登録証の再交付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(44) 第35条第3項で準用する同条第2項の規定による犬及び猫の引取場所の指定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(4) 第2条第8項の規定による届出の受理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(45) 第35条第4項の規定による犬及び猫の所有者の発見及び返還並びに譲渡	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(5) 第2条第9項の規定による返納の受理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(46) 第36条第2項の規定による犬、猫等の動物又は犬、猫等の死体の収容	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(6) 第4条第4項で準用する第2条第5項の規定による登録証の交付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(47) 第37条第2項の規定による指導及び助言	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(7) 第5条第6項の規定による書類の提出の要求	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(48) 第41条の2の規定による通報の受理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(8) 第10条第1項の規定による動物取扱責任者研修の開催及び通知	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）の施行に関する次に掲げること。 (1) 第2条第3項の規定による書類の提出の要求 (2) 第2条第5項の規定による登	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(9) 第10条の6第3項の規定による書類の提出の要求	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(10) 第13条第10号の規定による通知の受理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(11) 第15条第3項の規定による書類の提出の要求	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(12) 第15条第5項の規定による許可証の交付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(13) 第15条第6項の規定による許可証の再交付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

動物愛護センター所長

動物愛護センター支所長

(1) 第24条第1項	<p>別表第一の5の表健康衛生総室の部業務課の項6の(1)を次のように改める。</p> <p>(14) 第15条第8項の規定による届出の受理</p> <p>(15) 第15条第9項の規定による返納の受理</p> <p>(16) 第16条第1項の規定による届出の受理</p> <p>(17) 第18条第3項の規定による書類の提出の要求</p> <p>(18) 第18条第5項で準用する第15条第5項の規定による許可証の交付</p> <p>(19) 第18条第5項で準用する第15条第6項の規定による許可証の再交付</p> <p>(20) 第18条第5項で準用する第15条第8項の規定による届出の受理</p> <p>(21) 第18条第5項で準用する第15条第9項の規定による返納の受理</p> <p>(22) 第20条第3号の規定による届出の受理</p>	<p>(2) 第24条第2項の規定による報告の受理 (覚せい剤施用機関及び覚せい剤研究者に係るものに限る。)</p> <p>(3) 第24条第3項の規定による処分</p> <p>(4) 第30条の13の規定による届出の受理及び立会</p> <p>(5) 第30条の15第1項の規定による報告の受理 (覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者及び覚せい剤製造業者に係るものを除く。)</p> <p>(6) 第30条の15第2項の規定による報告の受理 (覚</p>
-------------	--	--

(8) 別表第一の5の表健康衛生総室の部業務課の項中6の(3)を6の(9)とし、6の(2)を6の(8)とし、6の(1)の次に次のように加える。

せい、割原料輸入業者、覚せい、割原料輸出業者、覚せい、割原料製造業者及び覚せい、割製造業者に係るものを除く。）

(7) 第30条の15第3項の規定による処分の立会

別表第三の5の表健康衛生総室の部業務課の項中7の(6)を7の(10)とし、7の(3)から7の(5)までを7の(7)から7の(9)までとし、7の(2)の次に次のように加える。

- (3) 第29条の規定による届出の受理及び立会
- (4) 第35条第2項の規定による届出の受理
- (5) 第36条第1項の規定による届出の受理
- (6) 第36条第3項の規定による届出の受理

別表第二の8の表建築総室の部建築指導課の項中1の(6)を1の(7)とし、1の(5)を1の(6)とし、1の(4)を1の(5)とし、1の(3)の次に次のように加える。

- (4) 第44条第1項第2号の規定による許可

別表第二の8の表建築総室の部建築指導課の項中5を削り、6を5とし、7から12までを6から11までとし、13の(9)を13の(34)とし、13の(1)から13の(8)までを13の(26)から13の(33)までとし、13の(26)の前に次のように加える。

- (1) 第8条の規定による指導及

び助言

- (2) 第12条第1項の規定による判定
- (3) 第12条第2項の規定による判定
- (4) 第12条第3項の規定による交付
- (5) 第12条第4項の規定による交付
- (6) 第12条第5項の規定による交付
- (7) 第13条第2項の規定による判定
- (8) 第13条第3項の規定による判定
- (9) 第13条第4項の規定による交付
- (10) 第13条第5項の規定による交付
- (11) 第13条第6項の規定による交付
- (12) 第14条第1項の規定による命令
- (13) 第14条第2項の規定による要請
- (14) 第15条第1項の規定による委任
- (15) 第15条第3項の規定により送付された写しの受理
- (16) 第16条第1項の規定による指示
- (17) 第16条第2項の規定による命令
- (18) 第16条第3項の規定による協議の請求
- (19) 第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (20) 第19条第1項の規定による届出の受理

- (21) 第19条第2項の規定による指示
- (22) 第19条第3項の規定による命令
- (23) 第20条第2項の規定による通知の受理
- (24) 第20条第3項の規定による協議の請求
- (25) 第21条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

○ ○ ○ ○ ○

別表第二の8の表建築総室の部建築指導課の項中13を12とし、14を13とし、15を14とし、同項に次のように加える。

- 15 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第8条の規定による市町村に対する情報の提供及び技術的助言

○

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（行政経営課）